

諫早市地域おこし協力隊募集要項

諫早市は、長崎県のほぼ中央部に位置し、東は有明海、西は大村湾、南は橘湾と3つの海に囲まれ、多良岳や本明川など自然豊かな地域です。人口は約13万人で、気候は一年を通して温暖で冬の積雪も少なく、豊かな自然と利便性に富む交通アクセスなど、都市と自然のバランスのとれた暮らしができるまちです。

現在4名の隊員が着任し、様々な分野で活動を行っています。令和5年度についても、市内の多良見(たらみ)地域及び飯盛(いいもり)地域において、地域住民や地域団体、地域事業者と協働して地域活性化の推進に取り組んでいただける方を募集します。

1. 活動地域／募集人数

(1) 多良見地域／1名

(2) 飯盛地域／1名

※それぞれの活動地域の詳細については別紙「活動地域(多良見・飯盛)について」をご覧ください。

2. 勤務場所

(1) 多良見支所地域総務課に在籍し、多良見地域全域で活動していただきます。

(2) 飯盛支所地域総務課に在籍し、飯盛地域全域で活動していただきます。

3. 活動内容

隊員は、地域おこし協力隊として、主に次の業務に従事していただきます。

①活動地域の魅力創出及び魅力発信が図られる活動

②活動地域の地域資源の有効活用が図られる活動

③上記①・②に応募者自身のスキル、経験及びアイデアを加えてさらなる地域活性化につなげる活動
(多良見地域・飯盛地域 どちらも共通)

【活動の参考例】

地域資源(観光資源、特産品等)の掘り起こし、商品開発・販路拡大支援、SNS や動画等を活用した情報発信、空き家や空き店舗の利活用推進、ブルーツーリズムやグリーンツーリズム事業の実施、体験プログラムの企画・実施、関係人口創出につながる取り組み、移住定住の支援(移住希望者からの相談対応や移住希望者への暮らしの提案など)、地域や事業者をつなぐコーディネート業務、文化・教育振興、商店街再生、事業承継支援、地域住民の支援、地域トータルデザインの構築、地域ワークショップの企画・開催

※活動地域内での活動が原則ですが、市内各地域との連携や他の隊員とのコラボレーション企画の実施などを通じて、活動地域を含めた市全体への相乗効果が図られるものについては積極的に取り組んで頂いて構いません。

4. 応募要件

下記の条件を全て満たす方に限ります。

- (1) 任用の日現在で、年齢が満20歳以上の方
- (2) 3大都市圏の都市地域または政令指定都市の都市地域に居住しており、採用後、諫早市に住民票を異動し、移住できる方
※自身の居住地が該当するかどうか不明な方は、お問い合わせください。
- (3) 地域活性化に理解と熱意があり、積極的に地域に入り込み地域住民とともに活動ができる方
- (4) 心身ともに健康で、誠実に職務が遂行できる方
- (5) パソコンの基本操作(インターネット、メール、ワード、エクセル等)ができる方
- (6) 普通自動車運転免許証を有している方(AT限定可)
- (7) 活動終了時も諫早市に定住し、就業・起業する意欲のある方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

5. 勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日は、原則として週4日・週30時間とします。
- (2) 勤務時間は、原則として8時30分～17時00分(うち休憩時間1時間)とします。
- (3) 休日や勤務時間外に出勤する場合は、週休日の振替や勤務時間の調整を行います。
(時間外勤務手当は原則無し)

6. 任用形態・期間

- (1) 身分:会計年度任用職員(パートタイム) ※雇用関係あり
- (2) 任用期間:令和5年度の任用日(令和5年9月1日予定)から令和6年3月31日まで
※雇用開始日は可能な限り相談に応じます。
※活動に取り組む姿勢・成果等を考慮して年度単位で再度任用する場合があります、最長で3年まで任用期間を延長することがあります。
※隊員としてふさわしくないと判断した場合には、任用中であってもその任用を取り消すことがあります。

7. 報酬等

- (1) 月額 220,600円
- (2) 期末手当 6月と12月に、在職期間に応じて支給します。
1年目 :0.72月分(12月:0.72月分) ※9月1日雇用開始の場合
2年目以降:2.4月分(6月:1.2月分・12月:1.2月分)
※支給月数については、人事院勧告に基づき改定される場合があります。
- (3) 通勤に係る費用 市の規定により支給します。

8. 待遇・福利厚生

- (1)社会保険等(共済組合・厚生年金・雇用保険)に加入します。
- (2)年次有給休暇及び特別休暇(夏季休暇、産前産後、育児参加等)は市の規定により付与します。
- (3)家賃については、予算の範囲内で一部市が負担します。(最大1万5千円/月の補助)
※隊員自ら住居を確保してもらうことが基本ですが、市としても可能な限り情報提供を行います。
- (4)業務で使用する車は市が準備します。活動以外での使用はできませんので、日常生活における移動手段として、自家用車等の持ち込みをお勧めします。
- (5)活動に必要な経費や研修への参加に係る旅費・負担金等は、予算の範囲内で市が負担します。
- (6)転居に要する費用や住居に係る生活用品や光熱水費、携帯電話等の通信費等は個人負担となります。
- (7)将来の自立に向けた副業は、業務に支障がなければ可能とします。

9. 応募方法

(1)提出書類

- ①「諫早市地域おこし協力隊応募用紙」
 - ②住民票の抄本(発行から3か月以内のもの)
 - ③自動車運転免許証の写し
- ※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2)提出方法

「13 問い合わせ・応募先」宛てに郵送または持参にてご提出ください。

10. 応募書類締切期日

令和5年6月30日(金)(当日消印有効)まで

11. 選考方法

(1)第1次選考「書類選考」

- ・応募書類を基に、書類選考による第1次選考を実施します。
- ・選考結果は、応募者全員に文書にて通知します。

(2)第2次選考「面接試験」

- ・第1次選考合格者を対象に、面接試験を実施します。
- ・日時や場所等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

(3)最終選考結果の通知

可否については、第2次選考参加者全員に文書にて通知します。

(4)その他

- ・選考経過及び結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。
- ・応募にかかる経費(郵送料・交通費等)については、応募者負担となります。
- ・選考の流れや手法等については変更される可能性がありますのでご了承ください。

12. その他

- (1)本要項に記載の事項で不明な点、記載のない事項で確認したい点等ありましたら担当までご連絡ください。また、自分が応募条件の地域に該当するかどうか確認したい場合もご連絡ください。
- (2)応募するにあたり、現地を確認してみたい等の希望がある場合は、ご案内しますので事前に担当までご連絡ください。

13. 問い合わせ・応募先

〒854-8601

長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市地域政策部移住定住推進課 担当:井口

TEL:0957-46-3813(直通) FAX:0957-22-2579

E-mail:iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp